

介護老人福祉施設 ビオラ三保 利用料金表

1. 介護保険給付の対象となるサービス

・サービス利用料金（日額）

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
利用単位数	670	740	815	886	955
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18	18	18	18	18
看護体制加算（Ⅰ）	4	4	4	4	4
看護体制加算（Ⅱ）	8	8	8	8	8
夜勤職員配置加算（Ⅳ）	21	21	21	21	21
個別機能訓練加算（Ⅰ）	12	12	12	12	12
個別機能訓練加算（Ⅱ）※概算	0.7 (20/月)	0.7 (20/月)	0.7 (20/月)	0.7 (20/月)	0.7 (20/月)
精神科医師定期的療養指導加算	5	5	5	5	5
生活機能向上連携加算（Ⅱ）※概算	3 (100/月)	3 (100/月)	3 (100/月)	3 (100/月)	3 (100/月)
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）※概算	2 (50/月)	2 (50/月)	2 (50/月)	2 (50/月)	2 (50/月)
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）※概算	0.3 (10/月)	0.3 (10/月)	0.3 (10/月)	0.3 (10/月)	0.3 (10/月)
栄養マネジメント強化加算	11	11	11	11	11
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	103	112	122	132	141
単位数合計	858	937	1,022	1,103	1,181
自己負担額（1割）	920	1,005	1,096	1,183	1,266
自己負担額（2割）	1,840	2,009	2,191	2,365	2,532
自己負担額（3割）	2,760	3,014	3,287	3,548	3,798

（地域区分単価：10.72 円）

2. 介護保険給付の対象とならないサービス

A) 居住費および食費等の自己負担額（日額）

利用者負担段階	居住費	食費	おやつ	合計
第一段階	880 円	300 円	150 円	1,330 円
第二段階	880 円	390 円	150 円	1,420 円
第三段階①	1,370 円	650 円	150 円	2,170 円
第三段階②	1,370 円	1,360 円	150 円	2,880 円
第四段階	3,000 円	1,870 円	150 円	5,020 円

※ 施設には、第一段階から第三段階までは居住費の基準費用額 2,066 円と上表の自己負担額との差額が、補足給付として介護保険から給付されます。

※ 施設には、第一段階から第三段階までは食費の基準費用額 1,445 円と上表の自己負担額との差額が、補足給付として介護保険から給付されます。

※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事情がある場合、変更することがあります。

※ 第四段階の食費の内訳は、朝食 350 円、昼食 870 円、夕食 650 円となります。

B) その他の費用

項目	内容	利用料金
特別な食事等	酒、乳製品等、ご希望に基づいて提供した食事等にかかる費用です。	実費相当額
日常生活上必要な諸費用	歯ブラシやティッシュ等の生活に要する費用で、ご入居者様に負担していただくことが適当であるものにかかる費用です。	実費相当額
教養娯楽費	レクリエーション、クラブ活動で使用する材料費や参加費としてかかる費用です。	実費相当額
理美容にかかる費用	提携している業者が行う理美容サービスにかかる費用です。	業者が設定する額

【1日当たりの自己負担額】

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第 1 段階	2,250 円	2,335 円	2,426 円	2,513 円	2,596 円
第 2 段階	2,340 円	2,425 円	2,516 円	2,603 円	2,686 円
第 3 段階①	3,090 円	3,175 円	3,266 円	3,353 円	3,436 円
第 3 段階②	3,800 円	3,885 円	3,976 円	4,063 円	4,146 円
第 4 段階 (1 割)	5,940 円	6,025 円	6,116 円	6,203 円	6,286 円
第 4 段階 (2 割)	6,860 円	7,029 円	7,211 円	7,385 円	7,552 円
第 4 段階 (3 割)	7,780 円	8,034 円	8,307 円	8,568 円	8,818 円

※ その他個別の加算についてもそれぞれ介護職員等処遇改善加算が算定されます。

介護保険サービスにおける加算

【体制加算】（共通して加算される費用）

加算名	要件	自己負担額（日額）		
		1 割	2 割	3 割
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が 60/100 以上である場合に加算されます。（18 単位/日）	20 円	39 円	58 円
看護体制加算（Ⅰ）	常勤の看護師を 1 名以上配置している場合に加算されます。（4 単位/日）	5 円	9 円	13 円
看護体制加算（Ⅱ）	ご入居者 25 名に対して 1 名以上、かつ国が定めた基準に 1 名以上の看護職員を配置した場合、および看護職員により 24 時間の連絡体制を確保している場合に加算されます。（8 単位/日）	9 円	17 円	26 円
夜勤職員配置加算（Ⅳ）	夜勤帯の介護職員又は看護職員の数が、国が定めた基準に 1 名以上の配置をしている場合に加算されます。（21 単位/日）	23 円	45 円	68 円
精神科医師定期的療養指導加算	認知症であるご入居者が全入居者の 1/3 を占める施設において、精神科医師による定期的な療養指導が月に 2 回以上行われている場合に加算されます。（5 単位/日）	6 円	11 円	16 円
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	ご入居者の心身の状況、および疾病の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している場合に加算されます。（50 単位/月）	1.8 円 (54 円/月)	3.6 円 (108 円/月)	5.4 円 (161 円/月)
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	介護サービス等について検討する委員会において必要な安全対策を講じたうえで、見守り機器等を 1 つ以上導入し、業務改善の取組による効果を示すデータ提供を行った場合に算定されます。（10 単位/月）	0.4 円 (11 円/月)	0.7 円 (22 円/月)	1.1 円 (33 円/月)
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	国が定める基準に適合している介護職員の賃金改善等の実施を届け出たうえで介護老人福祉施設サービスを行った場合に加算されます。（サービス利用単位数の 1,000 分の 136 単位/月）	おおよそ 109 円～1,856 円		
栄養マネジメント強化加算	国が定めた数の管理栄養士を配置し、定期的な食事観察の際に低栄養状態のリスクのあるご入居者に対し食事調整等を実施し、その情報を厚生労働省に提出し、栄養管理を実施した場合に加算されます。（11 単位/日）	12 円		

【個別加算】（対象の方のみに加算される費用）

個別機能訓練加算（Ⅰ）	理学療法士等による専任の機能訓練指導員をご入居者 100 名に対して 1 名以上配置し、ご入居者ごとに計画書を作成、及び実践している場合に加算されます。（12 単位/日）	13 円	26 円	39 円
個別機能訓練加算（Ⅱ）	個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用した場合に加算されます。（20 単位/月）	0.7 円 (22 円/月)	1.4 円 (43 円/月)	2.2 円 (65 円/月)
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	外部の理学療法士、医師等が施設の職員と共同で個別に機能訓練計画を作成し、機能訓練を実施した場合に加算されます。（100 単位/月）	4 円 (108 円/月)	7 円 (215 円/月)	11 円 (322 円/月)
経口維持加算（Ⅰ）	摂食機能障害のあるご入居者に対して歯科医師等の指示に基づき、経口による継続的な食事摂取を勧めるための経口維持計画を作成し、栄養管理を行った場合に加算されます。（400 単位/月）	14 円 (429 円/月)	29 円 (858 円/月)	43 円 (1,287 円/月)
経口維持加算（Ⅱ）	経口維持加算（Ⅰ）を算定している場合に、ご入居者の経口による継続的な食事摂取を支援するための食事観察及び会議等に歯科医師等が加わった場合に加算されます。（100 単位/月）	4 円 (108 円/月)	7 円 (215 円/月)	11 円 (322 円/月)

療養食加算	医師の発行する食事箋に基づき提供された食事について管理栄養士等によって管理されている場合に加算されます。(6 単位/回)	7 円/回	13 円/回	20 円/回
経口移行加算	経管により食事摂取をしているご入居者に経口移行計画を作成し、支援が行われた場合に加算されます。(28 単位/日)	30 円	60 円	90 円
排せつ支援加算(Ⅰ)	排泄に介護を要するご入居者に対し、支援計画を作成し実施したうえで、その内容を厚生労働省に提出し必要な情報を活用した場合に加算されます。(10 単位/月)	0.4 円 (11 円/月)	0.7 円 (22 円/月)	1.1 円 (33 円/月)
排せつ支援加算(Ⅱ)	(Ⅰ)の計画の実施により排泄状況またはおむつの使用状況が改善または尿道カテーテルが抜去された場合に加算されます。(15 単位/月)	0.5 円 (16 円/月)	1.1 円 (32 円/月)	1.6 円 (48 円/月)
排せつ支援加算(Ⅲ)	(Ⅰ)の計画の実施により(Ⅰ)および(Ⅱ)が改善した場合に加算されます。(20 単位/月)	0.7 円 (22 円/月)	1.4 円 (43 円/月)	2.2 円 (65 円/月)
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	褥瘡発生リスクのあるご入居者に対し、計画を作成し実施したうえで、その内容を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用した場合に加算されます。(3 単位/月)	0.1 円 (4 円/月)	0.2 円 (7 円/月)	0.3 円 (10 円/月)
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	褥瘡が発生するリスクのあったご入居者に発生がない場合に加算されます。(13 単位/月)	0.5 円 (14 円/月)	0.9 円 (28 円/月)	1.4 円 (42 円/月)
自立支援促進加算	3 月に 1 回、自立支援のために必要な医学的評価を医師が行い、各専門職が共同して支援計画を作成し、実施したうえで、その情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用している場合に加算されます。(280 単位/月)	10 円 (301 円/月)	20 円 (601 円/月)	30 円 (901 円/月)
新興感染症等施設療養費	新興感染症のパンデミック発生時等において、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染したご入居者に対し施設内で療養を行う場合に、1 月に 1 回、連続する 5 日を限度として算定されます。(240 単位/日)	258 円	515 円	772 円

【その他の加算】

初期加算	入居日から起算して 30 日間、及び 30 日を超える病院等への入院後に施設に再び入所した場合に加算されます。(30 単位/日)	33 円	65 円	97 円
安全対策体制加算	施設内に安全対策担当者を配置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に 1 回を限度として加算されます。(20 単位/回)	22 円	43 円	65 円
入院時又は外泊時の費用	入院や外泊をした場合は、1 ヶ月に 6 日間を限度としてかかる費用です。月をまたがる場合は、最大 12 日間を限度とします。(246 単位/日)	264 円	528 円	792 円
特別通院送迎加算	透析を必要とするご入居者を施設職員が月 12 回以上送迎を行った場合に算定されます。(594 単位/月)	637 円	1,274 円	1,911 円
退所時栄養情報連携加算	特別食を必要とするご入居者又は低栄養状態にあるご入居者について、管理栄養士が退所先の医療機関等に対してご入居者の栄養管理に関する情報を提供した場合に、1 月につき 1 回を限度として算定されます。(70 単位/回)	75 円	150 円	225 円
再入所時栄養連携加算	ご入居者が入院し、再入所の際に国が定める特別食等が必要となった場合に、施設の管理栄養士が病院等の管理栄養士と連携し、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合に 1 回を限度として加算されます。(200 単位/回)	215 円	429 円	644 円

別表 1

ADL 維持加算(Ⅰ)	ご入居者全員について初月と 6 月目において日常生活動作について測定した内容を厚生労働省に提出し、国の定めた算出方法によって得られた結果が以下の場合に加算されます。 (Ⅰ) 1 以上 (30 単位/月) (Ⅱ) 3 以上 (60 単位/月)	1.1 円 (33 円/月)	2.2 円 (65 円/月)	3.2 円 (97 円/月)
ADL 維持加算(Ⅱ)		2.2 円 (65 円/日)	4.3 円 (129 円/日)	6.4 円 (193 円/日)
配置医師緊急時対応加算	配置医師が施設の求めに応じ、早朝 (6 時～8 時)、夜間 (18 時～22 時) または深夜 (22 時～6 時) に施設を訪問し、ご入居者の診察をおこなった場合に加算されます。 ①配置医師の②③以外の勤務時間外 (325 単位/回) ②早朝・夜間 (650 単位/回) ③深夜 (1,300 単位/回)	① 349 円 ② 697 円 ③ 1,394 円	① 697 円 ② 1,394 円 ③ 2,788 円	① 1,046 円 ② 2,091 円 ③ 4,181 円
看取り介護加算(Ⅱ)	施設が定める看取りに関する指針に従い、各専門職が連携して行う介護について同意を得た上で、ご入居者が亡くなられた場合に、死亡日以前 30 日を上限として加算されます。 ① 死亡日以前 31～45 日 (72 単位/日) ② 死亡日以前 4～30 日 (144 単位/日) ③ 死亡日の前日、前々日 (780 単位/日) ④ 死亡日 (1,580 単位/日)	① 78 円 ② 155 円 ③ 837 円 ④ 1,694 円	① 155 円 ② 309 円 ③ 1,673 円 ④ 3,388 円	① 232 円 ② 463 円 ③ 2,509 円 ④ 5,082 円
退所前訪問相談援助加算	介護支援専門員等が、ご入居者の退所に先立って退所後生活する居宅又は他の社会福祉施設等を訪問し、退所後のサービスについて相談援助を行った場合に加算されます。(460 単位/回)	494 円	987 円	1,480 円
退所後訪問相談援助加算	ご入居者の退所後 30 日以内に居宅又は他の社会福祉施設等を訪問し、相談援助を行った場合に加算されます。(460 単位/回)	494 円	987 円	1,480 円
退所時相談援助加算	ご入居者の退所に際して、退所後のサービスについて相談援助を行い、かつ、市町村、施設等に対して必要な情報を提供した場合に加算されます。(400 単位/回)	429 円	858 円	1,287 円
退所前連携加算	ご入居者の退所に先立って、退所後に利用を希望する指定居宅介護支援事業者 서비스에必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後のサービス利用に関する調整を行った場合に加算されます。(500 単位/回)	536 円	1,072 円	1,608 円
退所時情報提供加算	医療機関へ退所するご入居者について、退所後の医療機関に対して、ご入居者の心身の状況等の情報を提供した場合に、1 回に限り算定されます。(250 単位/回)	268 円	536 円	804 円

令和 7 年 6 月 1 日より改定